

「防衛医科大学校における臨時野外売店の設置及び経営」に関する
募集要領

防衛医科大学校

募集要領

1 概 要

防衛医科大学校において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、物品販売等の臨時野外売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 前提条件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、行事の開催又は行事の一般開放を中止する場合がある。
※ 一般開放時の来場者数(過去の実績：1500名程度)
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、埼玉県内の出店業者に限る。

3 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者
- (2) 各省庁における物品の構造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札参加資格(令和元・2・3年度)又は同等の資格を有する者
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て遂行できる者
- (4) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年度法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと
- (10) その他、募集要領及び仕様書の内容を遵守できる者

4 設置施設の所在地及び名称

埼玉県所沢市並木3－2 防衛医科大学校

5 応募者に対する説明

書類配布期間中において、電話等により対応する。

6 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第8条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置業種

食品（アルコール飲料を除く。）、自衛隊グッズ、土産物等（臨時野外売店での販売が可能と判断できる業種）

(3) 設置予定店舗

医学科学生舎前周辺 概ね15店舗程度

(4) 営業期間

令和3年10月30日（土）9時～15時30分

令和3年10月31日（日）9時～16時30分

(5) その他

仕様書のとおり

7 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に期限までに提出すること。
なお、提出書類にかかる費用は応募者が負担するものとし、提出された書類については返却しない。

ア 提出書類及び提出期限

(ア) 申請書 1部 (提出期限：8月26日（木）午後4時)

別紙第1のとおり

(イ) 企画提案書 2部 (提出期限：8月26日（木）午後4時)

別紙第2のとおり

1から8の各事項については、必ず記載又は資料を添付すること。

(ウ) 主な販売予定商品・販売価格表 1部 (提出期限：8月26日（木）午後4時)

別紙第3のとおり

(エ) 業務確約書 1部 (提出期限：8月26日（木）午後4時)

別紙第4のとおり

(オ) 誓約書 1部 (提出期限：8月26日（木）午後4時)

別紙第5のとおり

- (カ) 役員名簿 1部 (提出期限：8月26日（木）午後4時
別紙第6のとおり)
- (キ) 国有財産使用許可申請書 1部 (提出期限：8月26日（木）午後4時
別紙第7のとおり)
- (ク) 戸籍謄本（法人である業者にあっては、登記簿謄本）、営業経歴書、
財務諸表（直近のもの）、直近の法人税又は所得税に関する納税証明書各1部
(提出期限：選考結果通知後から9月10日（金）午後4時)
ただし、各省庁における物品の製造・販売に係る一般競争入札（指名競争）の入
札資格（令和元・2・3年度）を有する者は、「資格審査結果通知書」の写しを当
該書類に代えることができる。
- (ケ) 印鑑証明書 1部 (提出期限：選考結果通知後から9月10日（金）午後4時)
- (コ) 都道府県知事等の発行した営業許可書等の写し（販売に必要な場合のみ現在保有
しているものの写し）(提出期限：10月4日（月）午後4時)
- (サ) 委任状 1部 (提出期限：8月26日（木）午後4時
別紙第8のとおり)

イ 提出先

〒359-8513 埼玉県所沢市並木3-2
防衛医科大学校学生課補導係長（担当 小川）
電話番号 04-2995-1451

ウ 提出期限

ア項で示した提出書類ごと、期日必着（郵送含む。）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提出書類変更の禁止

原則として、提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

8 選考の方法

提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

9 結果の通知

後日担当者から連絡する。

申請書

令和 年 月 日

防衛医科大学校長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

防衛医科大学校において、臨時野外売店を行う事について希望するので申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ない事を誓約します。

（申請を行う業種）

| 業 種 | 場 所 |
|-----|---------|
| | 防衛医科大学校 |

- ※ 1店舗につき、1部提出すること。
- ※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は印鑑証明書の登録印を使用すること。

企画提案書（2枚以内）

会社名：

設置希望業種：

設置希望場所：防衛医科大学校

1 営業日及び営業時間

(1) 営業日：令和3年10月30日（土）及び31日（日）

(2) 営業時間：令和3年10月30日（土）9時～15時30分
令和3年10月31日（日）9時～16時30分

2 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字程度まで）

3 衛生管理方法（200字程度まで）

4 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
(200字程度まで)

5 精算方法（レジ（現金）、プリペイドカード等）（200字程度まで）

6 防衛医科大学校における営業方針（200字程度まで）

7 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 従業員数
- (5) 店舗数（他の店舗数が自衛隊内であれば、他店舗とは別に記載）
- (6) 売上高

※項目を満たしていれば、パンフレットでも可

8 その他アピールポイント（200字程度まで）

別紙第3

主な販売予定商品・販売価格表

業務確約書

令和 年 月 日

防衛医科大学校長 殿

「防衛医科大学校における物品販売等の臨時野外売店の設置及び経営の業務」に応募に
関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は印鑑証明書の登録印を使用する
こと。

誓約書

- 私
 当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸し付け又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行う事を誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年度法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき、公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第3者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不当な利益をもとめて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不当な利益をもとめて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所轄国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

（防衛医科大学校長 経由）

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

別紙第6

役員名簿

別紙第 7

令和 年 月 日

防衛省所轄国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

(防衛医科大学校長 経由)

〒

住 所

業者名

代表者

電 話

印

国有財産（土地）の使用許可について（新規）（申請）

標記について、下記のとおり行政財産を使用したいので、関係資料を添付して申請します。

記

1 当該財産の台帳記載事項

(1) 口座名：防衛医科大学校

(2) 所在地：埼玉県所沢市並木3-2

2 使用しようとする財産の区分、種目、構造、数量

(1) 区 分 土地

(2) 種 目 敷地

(3) 数 量

3 使用の許可を受けようとする理由

令和3年度並木祭において、野外売店として当該財産を使用するため

4 使用期間

令和3年10月30日（土）から31日（日）

5 用途及び利用計画

野外売店の設置

6 使用料

ご指定のとおり

7 その他参考となるべき事項

事務担当者：〒

住 所

電 話

担当者

委任状

令和3年度並木祭実行委員長
殿

下記について、委任します。
ただし、使用許可書に付される全ての条件について遵守します。

記

- 1 令和3年度並木祭における国有財産（土地）の使用許可手続について
- 2 上記に関連する会計処理について

令和　　年　　月　　日

住　　所

会社名等　　　　　印

代表者名　　　　　印

仕様書

防衛医科大学校

仕様書

1 業務件名

防衛医科大学校における令和3年度並木祭の臨時野外売店の設置及び経営

2 業務内容

臨時野外売店の設置及び経営

3 本業務を行う者については、防衛医科大学校長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、臨時野外売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可の変更、又は取消をされることがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 各省庁における物品の構造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札参加資格（令和元・2・3年度）又は同等の資格を有する者
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て遂行できる者
- (4) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年度法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 業者等役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (6) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと

- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと
- (10) その他、募集要領及び仕様書の内容を遵守できる者

6 国有財産使用料

丙は、臨時野外売店の設置に係る面積（　　m²）により、乙が算定する国有財産使用料を、乙が定める要領により支払うこと。

天候不良等使用者の責に帰さない事情により当該行事が中止となった場合、使用許可を無効とし、使用料は徴収しない。

原則として、電気・水道等の使用はできない。必要な場合は丙による持込となる。
国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を支払うこと。

7 業務期間

令和3年10月30日（土）及び31日（日）

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、事故の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において臨時野外売店実施箇所を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他業務に関する関係諸法令の運用について一切の責任を負わなければならない。（従事者が暴力団及び暴力団との関係が疑われる場合は、本業務に携わることを認めない。）

11 衛生等の保持

丙は、丙の従業員が結核及び（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当者（防衛医科大学校長が指定する者）（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に対する情報（書面をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識

した情報の一切) の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- (2) 丙は、自らの従業員に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならぬ。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、甲、乙及び担当職員に通知し、甲、乙及び担当職員の指示に従い解除することができる。ただし、国有財産使用料は返還しないものとする。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (4) テント内配置図を9月10日(金)、火気使用申請を9月28日(火)までに提出するものとする。
- (5) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (6) 丙は、臨時野外売店実施場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (7) 営業場所は、許可された場所のみで実施するものとし、学校での出入り及び経路は指示された経路を通行するものとし、他施設への立入や指示経路以外は通行しないものとする。
- (8) 本仕様書に記載の無い事項及び細部については、必要的都度、甲及び乙の間で協議する。
- (9) 丙は、当日業務に従事する者の名簿、当日の現場責任者の携帯電話番号及び入門車両の車種・車番を10月4日(月)までに提出すること。(FAX可。当日の入門手続及び変更事項の連絡のためのみ使用する。)
- (10) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。許可証の写しは、10月4日(月)までに提出するものとする。なお、営業日前日までに所要の営業許可証の写しが提出されない場合は、その品目は販売できないものとする。

- (11) 丙は、細菌検査書（営業日の1箇月前以内のもの）を10月25日（月）までに提出するものとする。（食品を販売する者のみ。）
- (12) その他
新型コロナウイルス感染症の感染拡大、荒天時及び自衛隊の任務上、当該行事を中止する場合があり、その際は決定次第、担当職員より丙へ連絡する。
なお、天候による当該行事開催の有無は、当日の早朝の決定となる。